

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 1 日

関連団体 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医政局歯科保健課

物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の施行について
(周知依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の一部が令和7年4月1日より施行されたことに伴い、別添「物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の施行について（周知依頼）」を各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛てに連絡いたしました。

貴会におかれましても御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。